

【福祉医療費助成制度の再構築における今後の進め方】

Q 1 府と市町村が共同で設置した「福祉医療費助成制度に関する研究会」において、今年2月に報告書が公表され、福祉医療費助成制度の再構築の方向性が打ち出されています。

報告書の中では、障害者医療について老人医療と整理・統合し、年齢に関係なく重度障害者への医療費助成として再構築し、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者や重度の難病患者に助成対象を拡充する一方、現行制度では1日あたり負担額500円・1医療機関あたりの上限（月2日まで）・月額上限額2500円となっている一部自己負担額の見直しなどが盛り込まれています。

この報告書については、私の周りでも反響を呼んでおり、私のところにも市町村・団体などから様々な声が届いています。

報告書に対して市町村・団体などから具体的にどのような意見がありましたか。

A 1（芦田副理事）

- 委員お示しの通り、今年2月の報告書公表後、市町村・団体などに対し、報告書の内容を説明した上で、意見照会したところ、様々な意見をいただいたところ。
- 具体的には、精神障害者・難病患者・DV被害者・訪問看護については、報告書記載の方向性と同様、拡充すべきといった意見をいただいている。
- また、一部自己負担額については、市町村からは、厳しい財政状況を踏まえ、院外調剤への自己負担導入や月2日までという1医療機関あたりの上限撤廃もやむなしという意見や一部自己負担額の引上げに否定的な意見、子ども医療・ひとり親家庭医療は現行維持などの意見をいただいている。団体からは一部自己負担額の引上げには否定的な意見をいただいている。

Q 2 府にも市町村・団体などから様々な意見があったことが分かりました。

先程も質問があり、府の現時点における考え方について答弁されていましたが、この制度の実施主体は市町村です。従って、整理にあたっては、特に第一線で制度を運用している市町村の意見は真摯に受け止める必要があります。

途中経過とはいえ、一定、府としての考え方が示されたものであり、実務を担っている市町村や当事者である団体にとっては非常にその内容が気になるころだと思えます。

府は、市町村や団体などに対し、この途中経過の府としての考え方についても、丁寧に説明するとともに、きちんと意見を聞き、それに対応していくべきだと思えますが、所見如何。

A 2 (芦田副理事)

- 市町村・団体に対して、今年7～8月にかけて、個別訪問や説明会実施により、途中経過として府の考え方について説明するとともに、改めて意見照会したところ。
- 市町村からは、期間限定での精神病床への入院助成について事務量が增大しないようにという意見の他、一部自己負担額については、1日あたりの負担額500円の維持や受益者負担増に配慮して欲しいという意見があり、団体からは一部自己負担額の引上げに否定的な意見があったところ。

Q 3 現時点ではあくまでも途中経過であり、今後、さらに府としての考え方を整理していかなければなりません。実施主体の市町村から様々な意見がある中、なかなか1つの考え方に集約させていくのは至難の業ではないかと思えます。

また、日々実務を担っている市町村にとっては、福祉医療費助成制度の再構築が行われたとしても、いきなりその業務を切り替えるのは難しいと思えます。

そして、私のもとに寄せられる団体などの意見は、個々にどの点がどうだとはあえて言いませんが、総じて、実に深刻で、まさに皆さん方が命がけで要望されているような印象を受けています。

つまり、「持続可能な制度にするのだ」、「受益の程度に応じた負担をしてもらうのだ」と言って、制度が残ったとしても、制度の根幹が歪められ、制度を必要とする人が対象にならないような制度にしてしまっただめだということです。

今後、府としてどのように進めていこうと考えているのですか。

A 3 (芦田副理事)

- 福祉医療費助成制度の再構築にあたっては、精神障害者・難病患者の対象拡充など助成範囲については、市町村と概ね方向性が共有できていると考えている。
- 一方で、期間限定の精神病床への入院助成をはじめ、再構築に伴う事務処理方法については、市町村との議論を深めつつ、今後具体的に制度設計していきたいと考えている。
- また、一部自己負担額の設定については、市町村の意見や議会におけるこれからの議論などを見極めつつ、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方を整理していきたい。